

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年11月14日
【会社名】	大和自動車交通株式会社
【英訳名】	Daiwa Motor Transportation Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大塚 一基
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都江東区猿江二丁目16番31号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

2022年6月29日に提出いたしました第115期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

3【評価結果に関する事項】

<訂正前>

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

<訂正後>

下記に記載した財務報告に係る内部統制に関する事項は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社は、繰延税金資産の回収可能性の判断に関する手順において、一部の計算方法に誤りがあり、繰延税金負債を過大に計上していたことが判明したため、連結財務諸表及び財務諸表の修正が必要であると判断し、2021年3月期有価証券報告書から2023年3月期第1四半期までの有価証券報告書、四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

繰延税金資産の回収可能性の判断に関する手順については、その手順についての検証作業に不備があったと認識しており、決算・財務報告プロセスの内、税効果計算については、内部統制上開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

上記につきましては、当該誤謬の判明が当該事業年度の末日以降であったため、当該事業年度の末日までに是正することができませんでした。なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な訂正は、全て訂正有価証券報告書等の連結財務諸表及び財務諸表に反映しております。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を強く認識しており、繰延税金資産の回収可能性を検討するワークシートを更新し、決算・財務報告プロセスの整備・運用の更なる強化を図り、財務報告の信頼性を確保してまいります。

以 上